

平成25年9月2日

四国森林管理局

農薬散布を伴う事業の入札に参加を希望される方々へ

今般、「住宅地等における農薬使用について（平成25年6月7日付け25林整研第117号林野庁長官通達）」が施行され、農薬散布を伴う事業の入札参加資格として、農薬の取扱いに関する専門的資格等を有している者を含めることが推奨されています。このため、四国森林管理局管内の森林管理署では、平成25年度から実施する農薬散布を伴う下記1の対象事業の入札参加資格に、下記2の資格要件を追加することとしておりますので、お知らせいたします。

記

1 対象事業

松くい虫防除事業（空中散布、地上散布、伐倒駆除）

ナラ枯れ被害対策事業（地上散布、伐倒駆除）

2 資格要件

上記事業の実施にあたって、以下のいずれかの者を配置できること。

（1）地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正アドバイザー

（2）緑の安全管理士

（3）技術士（林業）

（4）樹木医又は松保護士（松保護士は、松くい虫防除事業の場合に限る）

（5）（1）～（4）に準じると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者